



長野県報

2月24日(月)
平成26年
(2014年)
第2550号

目 次

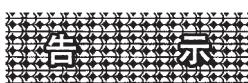
告 示

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(2件)(森林づくり推進課)	1
解除予定保安林にする旨の通知(森林づくり推進課)	2
河川区域の変更による廃川敷地等及び関係図面の縦覧(河川課)	2
建築基準法に基づく都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る制限(2件)(建築指導課)	2

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(県民協働・NPO課)	3
一般競争入札(財産活用課)	3
一般競争入札(2件)(食品・生活衛生課)	3
大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出及び届出書等の縦覧(経営支援課)	4
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(生活排水課)	5
農業振興地域の区域変更及び図面の縦覧(農業政策課)	5
開発行為に関する工事の完了(2件)(建築指導課)	5
一般競争入札(8件)(建設政策課)	6
一般競争入札(6件)(道路管理課)	12
一般競争入札(2件)(河川課)	17
一般競争入札(3件)(砂防課)	19

正誤(森林づくり推進課) 22



長野県告示第104号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年2月24日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下伊那郡阿南町字西條992の1、992の3、992の5(国有林)、992の6から992の9まで、992の11、992の12、字新野3718の111、3719の78、字和合2297、2298、2299の1、2300の1、2301、2303から2305まで

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字西條992の1、992の3、992の5(国有林)、992の6か

ら992の9まで、992の11、992の12、字新野3718の111、字和合2305(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第105号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年2月24日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東筑摩郡麻績村麻字行者平309、字堀7710の1、7836、字上ノ山7834、7835、字飯縄山7965、字天神林7957の2、字日カゲ山720の2
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字日カゲ山720の2

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び麻績村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第106号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成26年2月24日

長野県知事 阿部 守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
中野市大字立ヶ花字表山771の7（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅
(「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び中野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第107号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示します。

関係図面は、この告示の日から1か月間長野県建設部河川課及び長野県長野建設事務所において縦覧に供します。

平成26年2月24日

長野県知事 阿部 守一

- 1 河川の名称
関川水系 一級河川 池尻川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日

平成26年2月24日

3 廃川敷地等の位置

上水内郡信濃町大字野尻字傳九郎新田1958番13、1958番15及び1951番10、字高山1199番680及び1199番681、字下山桑2618番13及び2513番3、字赤川3573番7及び3578番13並びに字矢保利1200番382

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地 1,449.35平方メートル

- 5 河川法施行法（昭和39年法律第168号）第18条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法（明治29年法律第71号）第44条ただし書の規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3か月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

河川課

長野県告示第108号

駒ヶ根都市計画区域のうち駒ヶ根市の区域内の用途地域の指定のない区域の変更に伴い、平成16年長野県告示第102号（建築基準法に基づく都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る制限）の適用がある当該区域を別に示す図書により定めます。

なお、別に定める図書は、省略し、長野県建設部建築指導課、長野県上伊那地方事務所及び駒ヶ根市役所に備え置いて縦覧に供します。

平成26年2月24日

長野県知事 阿部 守一

建築指導課

長野県告示第109号

千曲都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域の変更に伴い、平成15年長野県告示第428号（建築基準法に基づく都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る制限）の一部を次のように改正します。

平成26年2月24日

長野県知事 阿部 守一
表中「3,638ha」を「3,626ha」に、「807ha」を「822ha」に改める。

建築指導課